訴状

２０２２年３月４日

名古屋地方裁判所　民事部　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　川口　直也

【当事者の表示】

別紙当事者目録記載のとおり

国家賠償請求事件

訴訟物の価額　金１億５６２８万９３２０円

貼用印紙額　　金４９万１０００円

請求の趣旨

１　被告は原告デヴァ・スリヤラタに対し、金７２６４万４６６０円及びこれに対する２０２１年３月６日から支払い済みまで年３分の割合による金員を支払え。

２　被告は原告ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケに対し、金４１８２万２３３０円及びこれに対する２０２１年３月６日から支払い済みまで年３分の割合による金員を支払え。

３　被告は原告ラトナヤケ・リヤナゲ・ポールニマ・ラトナヤケに対し、金４１８２万２３３０円及びこれに対する２０２１年３月６日から支払い済みまで年３分の割合による金員を支払え。

４　訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

目次

請求の趣旨 1

請求の原因 3

第１　はじめに 3

第２　事案の概要 5

第３　事実経過 5

１　名古屋入管に収容されるまで 5

２　収容開始当時の状況 7

３　２０２１年１月の状況 7

４　２月の状況 8

５　３月の状況（ウィシュマさんの死） 10

第４　名古屋入管の故意・過失による違法行為 11

１　ウィシュマさんを死に至らしめた収容の継続 12

２　必要な医療を提供せずにウィシュマさんを死に至らしめたこと 17

第５　損害 22

１　ウィシュマさん固有の損害　１億１２０８万１２００円 22

２　原告ら遺族固有の慰謝料　各原告１０００万円 24

３　弁護士費用　各原告請求額の１割 25

４　小括 25

第６　結語 25

第７　求釈明 25

略語表 27

当事者目録 28

代理人目録 29

請求の原因[1]

第１　はじめに

１　「人間に生まれてきて、よかったです。動物よりも、私たち人間は深く考えることができるから、許すこと、助けることができるのです。…すてきな人生のために私たちは長い道を一緒に行かなければなりません。」

この言葉は、２０２１年1月１０日に、ウィシュマさんが友人に書き送った手紙（甲１）の一節である。

２　人間に生まれてきて良かったと述べ、人間として素敵な長い人生を過ごすことを願っていたウィシュマさんは、その直後の同年３月６日に、名古屋入管の収容施設において死亡した。わずか３３年余りの人生に終止符を打たれたのである。

３　何故、ウィシュマさんは、死ななければならなかったのか。

４　この点、出入国在留管理庁は、同年８月１０日に最終調査報告書を公表し（甲４の１・２）、本件を名古屋入管の対応の問題に矮小化した上で、詳細な死因すら明らかにせず、死亡に至る具体的な経過（機序）を特定することは困難であるとして、本件の幕引きを図ろうとしている。

５　本件事件の背景には、全件収容を当然の前提とし、収容という身体拘束を、自主的な帰国に追い込むための手段として利用する実務がある。入管

[1] 以下、本文中の固有名詞等は末尾添付略語表のとおり表記する。

は、退去強制に追い込むため、裁量で、長期間にわたって収容を継続し、かつ、仮放免を行わない実務の運用を行っている。

また、入管の収容施設における脆弱な医療体制がある。

加えて、本件事件が起きた背景には、在留資格を有しない外国人を、人とも思わない、非人道的な国の組織的な意識があると言うべきである。

6　ウィシュマさんは、我々と同じ、人間である。

このことを言葉で的確に伝えることは困難であるが、右のウィシュマさんと妹２人の３人が、仲良く写っている写真など（甲１９の１ないし甲１９の２）を見れば、我々と同じ、人間であることが、言葉よりも実感できるはずである。

ウィシュマさんを現場で見ていた入管の職員は、写真ではなく、現実の人間であるウィシュマさんと、日常的に接していた。写真とは比較にならないほど、ウィシュマさんが、同じ人間であると実感する機会があったはずである。

入管の職員が、ウィシュマさんに対し、自分の家族に接するのと同様の心情で接していれば、ウィシュマさんが死亡に至るようなことは決してなかった。

もちろん、個々の入管職員は、人を人として扱う心を持っているはずである。ところが、入管の収容施設という特殊な環境で職務を担当していると、職員は、被収容者を人として扱うことが困難となってしまう。

問題の本質は、国、入管という組織自体の被収容者を人として扱わない非人道的な集合的意識（組織文化）にある。

７　ウィシュマさんの死を意味あるものにし、これ以上同じような犠牲者を出さないためにも、本件の事実が、包み隠さず明らかにされ、本件が生じた本当の意味での背景が明らかにされなければならない。

第２　事案の概要

原告スリヤラタさんはウィシュマさんの母であり、原告ワヨミさん及び原告ポールニマさんはウィシュマさんの妹である（甲２）。

ウィシュマさんは、スリランカから留学生として２０１７年６月２９日に来日した。その後、語学学校に通えなくなって、在留期限も過ぎ、同国人の男性と静岡県内に同居していた。

しかし、２０２０年８月１９日、身寄りがないなどと言って交番に出頭し、同月２０日には名古屋入管に収容された。そして、退去強制令書の発付された同月２１日以降も、漫然と収容が継続された。

長期収容中にウィシュマさんの健康状態は顕著に悪化し、必要な医療が受けられないまま、２０２１年３月６日に亡くなった。

本件は、ウィシュマさんの収容を約６か月半にもわたって継続し、必要な医療措置を講じなかったことによってウィシュマさんを死亡させたことについて、被告に対して国家賠償請求を行うべく、ウィシュマさんの死から１年が経とうとする今、提訴した事案である。

第３　事実経過

１　名古屋入管に収容されるまで

⑴　留学前までのウィシュマさん

ウィシュマさんは１９８７年１２月５日、スリランカで、原告スリヤラタさんとその夫との間の長女として生まれた。２０１３年にウィシュマさんの父が亡くなってからは、ウィシュマさんが一家の支柱としての役

割を担い、原告らと暮らしていた。学業を終えた後は、インターナショナルスクールで英語の教師として働いていた。そこで日本から来た子どもたちと接することになり、日本の子どもたちに英語を教える教師になりたいと思うようになった（甲３・「スリランカ滞在記：ウィシュマさんの生きた軌跡をたどって（前編）」９頁）。そして、ウィシュマさんが２９歳のとき、日本に留学することができた。

⑵　日本での生活（留学後のウィシュマさん）

ア　千葉での暮らし

２０１７年６月２９日に来日したウィシュマさんは、千葉県内の日本語学校に通うようになったが、元交際相手と交際をはじめてから欠席が多くなり、２０１８年５月以降、出席しなくなった（甲４の１・最終報告書２１頁）。

イ　静岡での暮らし

２０１８年４月以降、ウィシュマさんは、元交際相手と共に静岡県で暮らしていたが、在留期限（同年９月２９日）が迫る中、同年４月２１日、元交際相手と共に難民認定申請を行った。元交際相手にあわせて「（元交際相手が）スリランカの地下組織の関係者とトラブルになっ」て脅されたことを申請理由としていた。（甲４の１・最終報告書２１頁～２２頁）。

上記難民認定申請に伴い、「特定活動」への在留資格変更が許可されたが、２０１９年１月２２日、在留期間更新許可申請に対する不許可処分がされ、ウィシュマさんは在留資格を失った。同日、ウィシュマさんは難民認定申請を取り下げた（同２２頁）。

ウ　交番に自ら出頭

２０２０年８月１９日、ウィシュマさんは、「日本に身寄りがない」旨述べて、交番に出頭し、同日、入管法違反により逮捕され、翌２０

日、名古屋入管に引き渡されて収容令書により収容された。同日の違反調査においては「恋人に家を追い出されて、他に帰るところも仕事もなかったので、スリランカに帰国したい」旨述べており、当時の所持金は１３５０円であった（甲４の１・最終報告書２３頁及び６１頁）。

２　収容開始当時の状況

ウィシュマさんは、名古屋入管での収容が開始された２０２０年８月２０日当時、健康状態に問題はなかった（甲５・診療録２１及び２４。以下、「甲５・診療録」の引用箇所については、該当頁左上記載の番号のみを表示する。）。

３　２０２１年１月の状況

⑴　１月４日（以下、特記しない限り、日付は２０２１年のものである。）、ウィシュマさんは１回目の仮放免許可申請を行った。申請理由は、「スリランカ人の彼氏から暴力を受けていた。」、「（元交際相手が）入管にいた私宛てに手紙を送ってきた。」、「その手紙の中で、スリランカで私を探して罰をやる。彼氏の家族が私にリベンジするために待っているということが書かれていた。」、「入管にいると彼氏からまた手紙が来て脅されるのがとても不安」等であり、元交際相手からの手紙も提出されていた。

申請の際、支援者による身元保証書を提出し、１月１３日には同支援者によるウィシュマさんを自宅に受け入れる旨の書面を追加提出した（甲４の１・最終報告書５７頁～５８頁）。

⑵　ウィシュマさんは、遅くとも１月１８日頃には体調を悪化させ、吐き気、胃液の逆流等の症状を呈するようになった（甲５・診療録２６）。

⑶　１月２２日、ウィシュマさんの体重は、収容当初の８４．９キログラムから（甲５・診療録２１）、１２．９キログラム減の７２キログラムまで減少した（同４７）。

⑷　１月２２日から同月２６日にかけて、ウィシュマさんは心電図検査、血液検査、X線検査及び尿検査を受けた（甲４の１・最終報告書３７頁、甲５・診療録２８）。

⑸　１月２８日、ウィシュマさんは吐しゃ物に血が混じる嘔吐をし、職員に対して「外の病院に今すぐ連れて行って。今日の医者は私の話を聞いていない。ここまで体調が悪くなったのに病院に行けない。私が死んでもいいのか。」旨を泣きながら述べた（甲４の２・最終報告書別添５頁～６頁）。

⑹　１月２９日、面会をした支援者は、ウィシュマさんを外部の病院に連れて行くべきであるなどの申し入れをした（甲４の２・最終報告書別添６頁～７頁）。

⑺　１月３１日、名古屋入管職員はウィシュマさんを単独室に移し（甲４の１・最終報告書３８頁）、以後、死亡時までウィシュマさんは単独室で過ごした。

４　２月の状況

⑴　遅くとも２月３日には、ウィシュマさんは自力歩行が困難になり、車椅子を使用するようになった（甲４の１・最終報告書３８頁）。また、同日、ウィシュマさんは面会中に吐きそうになり、口を押さえて我慢するということもあり（甲９・ＳＴＡＲＴ面会記録５頁～６頁）、医師による診療を申し入れた（甲６の５・被収容者申出書）。

⑵　２月５日、ウィシュマさんは外部病院で内科の診察を受けた。医師は、診察記事に、「内服できないのであれば点滴、入院。」と記したが（甲８・診察記事）、点滴もされず、入院治療を受けることもなかった。

⑶　２月８日、名古屋入管は、支援者に対し、同月５日の外部病院での診療に関し、点滴は長い時間がかかり入院と同じ状態になることを理由に点滴をうたずにウィシュマさんを入管に連れ帰ったと説明した。支援者は

ウィシュマさんを入院させ、点滴を打つように要請した（甲９・ＳＴＡＲＴ面会記録６頁）。

⑷　２月１０日、支援者は再度ウィシュマさんに対する入院、点滴を要求したが、名古屋入管は、経口補水液をあげているから大丈夫、熱が続くようであれば対応すると回答した。同日、支援者は、名古屋入管審判部門に対しても、入院、点滴が必要である、入院させないならすぐに仮放免するようにと申し入れた。（甲９・ＳＴＡＲＴ面会記録７頁～８頁）。

⑸　２月１５日、ウィシュマさんの尿から、「ウロビリノーゲン３＋」「ケトン体３＋」「蛋白質３＋」が検出された（甲５・診療録５１）。

⑹　２月１６日、１回目の仮放免許可申請に対する同月１５日付け不許可決定がウィシュマさんに告知された。不許可とされた理由は「仮放免を許可すれば、ますます送還困難となる」「一度、仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く帰国説得する必要あり」などというものであった（甲４の１・最終報告書５８頁）。

同日、整形外科の嘱託医師は、ウィシュマさんに精神科の受診を勧めた（同４１頁）。

⑺　２月１８日、庁内診療室の別の医師は、ウィシュマさんについて、精神科の受診を指示した（甲４の１・最終報告書４１頁）。

⑻　この頃のウィシュマさんは、自力で歩けない、食べることができない、トイレにも行けない状況で、日常生活を送るにも職員の介助が必要になっていた上、嘔吐を繰り返し、身体のしびれを訴え、支援者との面会には嘔吐に備えてバケツを持って面会室に入り、実際に嘔吐を繰り返すなどして面会が中止になることや面会が実現しないこともあった（甲９・ＳＴＡＲＴ面会記録５頁～９頁、甲４の２・最終報告書別添１７頁～２９頁）、

⑼　２月２２日、ウィシュマさんは２回目の仮放免許可申請を行った。その申請理由は「体調がよくないので外部の病院に行って治療を受けたい」などというものであった（甲１４・仮放免申請記録（２回目）通し番号６５～６６及び７６）。

⑽　２月２３日には、ウィシュマさんの体重は６５．５キログラムまで減少した（甲５・診療録６６）。収容開始時の８４．９キログラム（同２１）から１９．４キログラムの減少であった。

同日、ウィシュマさんは、体調不良を訴え、看守勤務者に対し、「私死ぬ。」「病院持って行って。お願い。」「私、病院点滴お願い。」「救急車呼んで。」「セーラインやって。」などと言い、外部医療機関で診療を受け、点滴をしてもらいたいことなどを訴えた（甲４の２・最終報告書別添３２頁）。

⑾　その後も、ウィシュマさんは病院に連れて行って欲しいと訴え続けた（甲４の２・最終報告書別添３３頁～４０頁）。

５　３月の状況（ウィシュマさんの死）

⑴　３月に入っても、ウィシュマさんに介助が必要な状況は変わらなかった。

⑵　３月１日、ウィシュマさんは看護師に対し、頭の中が電気工事をしているみたいで騒がしい、目もぼんやりしているなどの症状を訴えた。カフェオレを上手く嚥下できず鼻から噴出した様子を見て、看守勤務者は「鼻から牛乳や」と述べた（甲４の１・最終報告書４５頁）。

⑶　３月３日、ウィシュマさんは、リハビリテーションで看護師に手足等を動かされた際に痛みを訴えた（甲４の１・最終報告書４５頁）。

支援者は、同日の面会後、名古屋入管に対して、「このままでは死んでしまう。すぐに入院させて点滴を打ってもらいたい。」と求めたが、職員は「予定は決まっている」と答えた（甲９・ＳＴＡＲＴ面会記録１０頁）。

⑷　３月４日、名古屋入管は、ウィシュマさんを外部病院の精神科で受診させた。

同科の医師はクエチアピン錠１００ミリグラム及びニトラパゼム錠５ミリグラム（いずれも１錠あたり）を処方し（甲１０・名古屋掖済会病院診療録３頁）、看守勤務者はこれらをウィシュマさんに服用させた（甲４の２・最終報告書別添５０頁「２５」）。

⑸　３月５日、ウィシュマさんはぐったりとしてベッドに横たわった状態で、自力で体を動かすことはほとんど無く、看守勤務者らの問いかけに対しても「あー」とか「うー」などとの声を発するだけの場合が多くなっていた。ウィシュマさんが「アロ‥‥」といった声を発した際、看守勤務者は「アロンアルファ？」と聞き返した（甲４の１・最終報告書４９頁）。

看守勤務者はウィシュマさんの血圧及び脈拍を測定することができなかった（甲４の２・最終報告書別添５１頁）。

⑹　３月６日、朝、看守勤務者からの問いかけに明確に意思を表明することができず、「あー」などと声をあげるだけしかできなかったウィシュマさんに対して、看守勤務者はウィシュマさんに対し「ねえ、薬きまってる？」と述べた。同日午後１時頃からは、ウィシュマさんはほとんど動かず、職員の呼びかけに対しても反応しなくなっていった。（甲４の１・最終報告書５３頁）。

職員らは、午後２時１５分頃に救急搬送を要請し、ＡＥＤ装置を装着、心臓マッサージを実施した。午後３時２５分頃、搬送先の病院でウィシュマさんの死亡が確認された（同５４頁）。

第４　名古屋入管の故意・過失による違法行為

上記のとおり、ウィシュマさんは名古屋入管収容中に体調を悪化させ、適正な医療を受けられないまま収容中に死亡した。

名古屋入管においては、①違法な収容を継続したことによってウィシュマさんの健康を害し、死亡に至らせたという違法行為と、②健康を害したウィシュマさんに対して必要な医療を提供せずに死亡に至らせたという違法行為による賠償責任を負う。

以下では、ウィシュマさん死亡の原因となった違法な収容継続と、名古屋入管が必要な医療を提供しなかったことについて述べる。

1　ウィシュマさんを死に至らしめた収容の継続

⑴　本件における収容継続は違法であったこと

ア　収容は、人間のあらゆる活動の自由を奪うことにより、精神的、身体的に甚大な苦痛をもたらす。収容を長期間継続することが、うつ、不眠、食欲減退などの精神的な諸症状の原因や、身体的な疾病、持病の悪化の原因となる。

イ　特に入管収容においては、収容継続の理由を本人に示すことなく、長期、それも無期限に収容を行うことから、先の見えない不安や絶望によって、心身に与えるダメージが極めて大きい。

法務省入国管理局長（当時）も、２０１５年（平成２７年）９月１８日通達で「長期収容による被収容者のストレスの増長及び病気の発症など、長期収容に伴う様々な問題を発生させる」などと、長期収容が心身の健康を害することを認め、地方入管局長らに周知してきた（甲１１・「退去強制令書により収容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について（通達）」１頁）。

ウ　このように、入管収容はそれ自体が心身に重大な害悪をもたらすものであるから、仮放免をすべき者に対して仮放免を許可せず、収容を継続することは違法である。

ましてや、入管収容が心身に害悪をもたらすことを認識しつつ、意に沿わない帰国を促進するために、収容を手段として用いることは、拷

問にあたり違法である。

エ　ウィシュマさんに対する収容の継続が違法であったことは、次のとおりである。

⑵　２０２０年８月２０日以降、ＤＶ被害者のウィシュマさんを仮放免せず収容したことは違法である

ア　ＤＶ被害者を収容すべきでないこと

ＤＶ被害者に対して退去強制手続を進める場合は、同人が逃亡又は証拠の隠滅を図るおそれがある等、仮放免することが適当でないとき、又はその他の理由で仮放免により難い場合を除き、仮放免（即日仮放免を含む。）した上で所定の手続を進めるものとなっている（甲１２・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に係る在留審査及び退去強制手続に関する措置について（通達）４頁）。

イ　逃亡のおそれがないこと

前記のとおり（６頁参照）、２０２０年８月１９日、ウィシュマさんは「日本に身寄りがない」旨述べて、交番に出頭し、翌日収容令書によって名古屋入管に収容された。

同月２０日の違反調査においては「恋人に家を追い出されて、他に帰るところも仕事もなかったので、スリランカに帰国したい」旨述べており、当時の所持金は１３５０円であったこと（甲４の１・最終報告書２３頁及び６１頁）も加味すれば、主観的にも客観的にも逃亡するおそれはなかった。

ウ　ウィシュマさんがＤＶ被害者であり仮放免すべきだったこと

上記の８月２０日の違反調査における供述に加え、同月２１日、ウィシュマさんは退去強制令書の執行を受けた際にも、「元交際相手と同

居していたとき、殴られたり蹴られたりしていた」「元交際相手から無理矢理中絶させられた」「元交際相手から暴力を受けていたので一刻も早く帰りたい」旨述べていた（同６１頁～６２頁）。

ウィシュマさんに逃亡のおそれ等がないことは既に述べたとおりであり、名古屋入管はウィシュマさんをＤＶ被害者等と認知し、仮放免した上で手続を進めるべきであった。

ＤＶ被害者であるウィシュマさんを仮放免せず収容し続けたことは違法である。

⑶　２０２１年１月４日以降、１回目の仮放免許可申請に対して許可せず、収容を継続したことは違法である

ア　申請内容からＤＶ被害が明らかであること

前記のとおり（７頁参照）、１回目の仮放免許可申請理由書には、元交際相手から暴力を受けていたこと等が申請理由として記載され、元交際相手がウィシュマさんに宛てた手紙が添付される（甲４の１・最終報告書５７頁）など、ＤＶ被害がより明らかとなっていた。

また、申請の際、支援者による身元保証書を提出し、１月１３日には同支援者によるウィシュマさんを自宅に受け入れる旨の書面も追加提出されており、ウィシュマさんを仮放免した後の帰住先が確保されていることも明らかとなっていた（同５７頁～５８頁）。

イ　帰国させる圧力として収容を継続したこと

２０１８年２月２８日仮放免運用方針（甲１３）は、一定の類型の被収容者について「仮放免を許可することが適当とは認められない者」とし、それらの者は、「送還の見込みが立たない者であっても収容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める」とした（同運用方針部分１頁～２頁）。つまり、収容の継続により、被収容者に帰国の圧力をかける政策がいっそう顕著となった

のである。

本件でも、ウィシュマさんの仮放免許可申請に対する不許可の理由として、「一度、仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く帰国説得する必要あり」などとされており（甲４の１・最終報告書５８頁）、名古屋入管は、ウィシュマさんを帰国させる圧力として収容を継続した。

ウ　１月下旬以降、健康不良が顕在化したこと

ウィシュマさんは遅くとも１月１８日以後には吐き気や胃液の逆流等により摂食困難となり、体重は１月２２日時点で収容当初から１２．９キログラム減少し（甲５・診療録２１及び４７）、同月２８日には、吐しゃ物に血が混じる嘔吐をするなど、健康不良が顕在化していた（甲４の２・最終報告書別添６頁）。

したがって、ウィシュマさんがＤＶ被害者であり、また、収容に耐え難い傷病者であったことは明らかであるから、１回目の仮放免許可申請に対しては速やかに許可すべきであった。これを許可せずウィシュマさんの収容を継続したことは違法である。

⑷　２月１５日前後に仮放免せず、収容を継続したことは違法である

ア　「ケトン体３＋」と収容に耐えられない状態だったこと

２月１５日、ウィシュマさんの尿から、「ウロビリノーゲン３＋」「ケトン体３＋」「蛋白質３＋」が検出された（甲５・診療録５１）。

これは、ウィシュマさんが飢餓状態で、電解質異常や腎機能障害を招来している可能性があったことを意味する（甲４の１・最終報告書３２頁脚注７０）。

したがって、ウィシュマさんは収容に耐え難い傷病者として直ちに仮放免すべきであった。

イ　車椅子の使用、嘔吐の繰り返しなど、収容に耐えられないことは外見上も明らかであったこと

遅くとも２月３日には、ウィシュマさんは自力歩行が困難になって車椅子を使用するようになり（甲４の１・最終報告書３８頁）、嘔吐も繰り返していたほか、身体のしびれを訴え、医師の診察を申し入れるなどしていた（甲６の５～６・被収容者申出書）。面会中に吐きそうになり、口を押さえて我慢するということもあり、体調不良により面会が中止になることや面会が実現しないことも増えていたことから（甲９・ＳＴＡＲＴ面会記録５頁～９頁、甲４の２・最終報告書別添１７頁～２９頁）、ウィシュマさんが収容に耐えられないことは外見上も明らかであった。

したがって、２月１５日前後においても、ウィシュマさんを速やかに仮放免すべきであったのに、収容を継続していたことは違法である。

⑸　２月２２日以降、２回目の仮放免許可申請に対して許可せず、収容を継続したことは違法である

ア　申請内容から体調不良が明らかであること

２回目の仮放免許可申請理由は「体調がよくないので外部の病院に行って治療を受けたい」などというものであった（甲１４・仮放免申請記録（２回目）通し番号６５～し６６及び７６）。

イ　健康状態の悪化は外見からも明らかであったこと

飢餓状態にあったウィシュマさんは点滴を受けることも入院することもできずその飢餓状態は進行し、２月２３日の体重は６５．５キログラムと収容開始時から１９．４キログラムも減っており（甲５・診療録２１及び６６）、身体に危険が迫っていることは外観上も明らかであった。

また、文字を書くこともままならない状態（甲６の６～８・被収容者申出書）であり、収容に耐え難い状態であった。

したがって、２月２２日以降においても、ウィシュマさんを速やか

に仮放免すべきであったのに、収容を継続していたことは違法である。

⑹　結論

以上のとおり、ウィシュマさんに対する収容は、当初からすべきではなく違法であったことに加え、健康状態が悪化すればするほど仮放免をすべきであったのにそれをせず、むしろ帰国促進のために圧力をかけるという目的で、苦しむウィシュマさんを収容し続けたことは違法である。

そして、このような違法な収容の継続によって、ウィシュマさんは心身の健康を害して死亡したのであるから、違法な収容の継続とウィシュマさんの死亡結果には因果関係が認められ、被告はウィシュマさんが死亡したことに対する賠償義務を負う。

２　必要な医療を提供せずにウィシュマさんを死に至らしめたこと

⑴　名古屋入管が被収容者の生命及び健康を維持する義務を負うこと

ア　生命健康維持義務

人の生命、健康は基本的人権として保障されており（憲法１３条後段・同３１条）、適時に医療機関において、適切な検査、治療等の医療行為を受ける自由・権利利益を有する。

この点、入管法は、一定の場合に外国人の身体の自由を奪うことができ（同法３９条１項、同法５２条５項）、これに伴い、被収容者が外部医療機関の診療、医療行為を受けることを制限している。このように、入管は、自らが被収容者の上記自由を制限している以上、同時に、被収容者の生命健康を維持すべき義務（以下「生命健康維持義務」という。）を当然に負う。この義務は、以下の各法令によって根拠づけられる。

イ　入管法・被収容者処遇規則

法律（入管法６１条の７第６項）の委任を受けた被収容者処遇規則

は、「出入国管理及び難民認定法により入国者収容所又は収容場（以下「収容所等」という。）に収容されている者（以下「被収容者」という。）の人権を尊重しつつ、適正な処遇を行うことを目的と」し（同規則１条）、「所長等は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない」（同規則３０条１項）とし、上記の義務を確認している。

ウ　名古屋入管被収容者処遇細則

被収容者処遇規則４５条により委任を受けた名古屋出入国在留管理局被収容者処遇細則（甲１５）も、「処遇担当統括は、被収容者がり病し若しくは負傷したとき又は被収容者から医師の診療の申出があったときは、局長に報告し、その指示を受けるものとする」（同細則３４条１項）、「処遇担当統括は、前項の場合において、急を要し、局長に報告するいとまがないときは、直ちに医師の診療を受けさせた上、速やかに局長にその状況を報告しなければならない」（同条２項）と定めている。

エ　法務省入国管理局長指示

法務省入国管理局長指示「被収容者の健康状態及び動静把握の徹底について」（平成３０年３月５日付け）（甲１６・２頁）においても、「被収容者から体調不良の訴えがあった場合は、（中略）診察の要否について医師等の判断を仰ぐ又は速やかに医師の診察を受けさせるなど病状に応じた適切な措置を講じる」必要があり、「安易に重篤な症状にはないと判断せず、ちゅうちょすることなく救急車の出動を要請すること。」「また、被収容者の細かな動作・様子を詳細に看守勤務日誌等に記録するとともに、職員間での報告・連絡・相談を徹底し、被収容者の容態に変化が認められた場合は、（中略）迅速かつ適切に対応する」と指示されている。

オ　国際条約等

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）、被拘禁者取扱最低規則（マンデラ・ルール）、被拘禁者保護原則などの国際条約等によっても、生命健康維持義務が導かれ、被収容者の身体を拘束する施設の義務として、当然に認められるものである。

カ　まとめ

以上のとおり、名古屋入管は、被収容者の動作・様子を観察し、被収容者から診療の申出があった場合や体調不良の訴えがあった場合には、速やかに医師の診療を受けさせ又は救急車を呼ぶなどして、適切な医療措置を講じることを内容とする生命健康維持義務を負っていた。

⑵　名古屋入管がウィシュマさんに対する生命健康維持義務を怠ったこと

ア　体調が悪化した１月頃に適切な医療措置をしなかったこと

前記のとおり（７頁以下参照）、ウィシュマさんは、遅くとも１月１８日頃には体調を悪化させ、吐き気、胃液の逆流等の症状を呈するようになり（甲５・診療録２６）、同月２２日の体重は７２キログラム（同４７）と、収容当初の８４．９キログラムから１２．９キログラム減少した。

同月２８日には、ウィシュマさんは、吐しゃ物に血が混じる嘔吐をしたことで外部病院への診療を求め（甲４の２・最終報告書別添６頁）、同月２９日にはウィシュマさんと面会した支援者も名古屋入管に対して外部病院での診療を求めたが（同７頁）、名古屋入管は、２月５日に外部病院の消化器内科を受診させるまで外部病院での診療をさせなかった。

また、２月５日にウィシュマさんを診察した外部病院の医師は、診察記事として「内服できないのであれば点滴、入院」などと記載したほか（甲８・診察記事）、同月８日及び同月１０日にウィシュマさんと面会した支援者が再度入院、点滴を求めても（甲９・ＳＴＡＲＴ面会記録

６頁～８頁)、名古屋入管はウィシュマさんに点滴や入院をさせることはなかった。

イ　２月１５日には飢餓状態であったのに適切な医療措置をしなかったこと

前記のとおり（９頁以下参照)、２月１５日の尿検査において、「ウロビリノーゲン３＋」「ケトン体３＋」「蛋白質３＋」との結果が出ており（甲５・診療録５１)、これは、ウィシュマさんが飢餓状態で、電解質異常や腎機能障害を招来している可能性があったことを意味する（甲４の１・最終報告書３２頁脚注７０)。

したがって、同結果に基づき、血液検査や内科的検査によって飢餓状態や脱水症状等の健康状態を確認し、点滴や外部病院への入院等の医療措置を執るべきであった。しかし、名古屋入管においては、看護師が看守勤務者に対し、ＯＳ―１（経口補水液）の量を、１０００ミリリットルを目安に増やすことなどを指示するのみで(甲５・診療録３３)、適切な医療措置を講じなかった。

それどころか、２月１６日、整形外科の嘱託医師は尿検査において「ケトン体３＋」等の結果が出ているにもかかわらず精神科の受診を勧め、２月１８日、庁内診療室の別の医師も、同結果が出ているにもかかわらず精神科の受診を指示した（甲４の１・最終報告書４１頁)。

ウ　２月１５日以降ウィシュマさんが顕著に衰弱していったにもかかわらず適切な医療措置をしなかったこと

２月１５日以降のウィシュマさんには、頭、首、全身にしびれがあり、口にもしびれがあると訴えていた（甲５・診療録３４)。

自力で歩けない、食べることができない、トイレにも行けない状況で日常生活を送るにも職員の介助が必要になっていた上、嘔吐を繰り返し、身体のしびれを訴え、支援者との面会には嘔吐に備えてバケツ

を持って面会室に入り、実際に嘔吐を繰り返すなどして面会が中止になることや面会が実現しないこともあった（甲９・ＳＴＡＲＴ面会記録５頁～９頁、甲４の２・最終報告書別添１７頁～２９頁）。

２月２２日には、外部の病院に行きたいなどとして２回目の仮放免許可申請をした（甲１４・仮放免申請記録（２回目）通し番号６５～６６及び７６）。この頃には手も動かしづらくなり、書く字も判読困難なほど乱れていた（甲６の６～８・被収容者申出書）。

その後も、ウィシュマさんは病院に連れて行って欲しい、点滴を打って欲しいなどと訴え続けた（甲４の２・最終報告書別添３１頁～４０頁）。

このように、外見上も明らかに衰弱していくウィシュマさんに対し、名古屋入管は適切な医療措置を講じなかった。

エ　３月４日に飢餓状態で身体的に衰弱していたウィシュマさんを精神科に連れて行ったこと

前記のとおり（１０頁以下参照）、３月４日、名古屋入管は、ウィシュマさんの健康状態に関する正確な情報を伝えることなく外部病院の精神科を受診させた。ウィシュマさんを診た医師は、「身体化障害あるいは詐病の疑い」として、クエチアピン錠１００ミリグラム（抗精神病薬）及びニトラゼパム錠５ミリグラム（睡眠誘導剤）各１錠を処方した（甲４の１・最終報告書４７頁）。

身体的に衰弱し、飢餓状態にあったウィシュマさんに提供すべき医療は精神科によるものではなく、点滴や入院治療などの救命措置であった。それにもかかわらず、名古屋入管は適切な医療措置を講じなかった。

オ　亡くなるまで救急搬送を要請しなかったこと

３月４日以降、ウィシュマさんは、自力で体を動かすこともままならず、職員の問いかけにもほとんど応じられなくなっていた。支援者が面会に来ても、ウィシュマさんは反応を示さなかったため、面会は実施されなかった。同月５日から同月６日午前にかけて、ウィシュマさんの脈が確認できず血圧が測定できないこともあった（甲４の１・最終報告書４８頁～５３頁）。

このように、時間が経つにつれて、ウィシュマさんがますます弱ってぐったりし、意識もはっきりしていない様子であったのであるから、名古屋入管はためらわずに救急搬送を要請すべきであった。

それにもかかわらず、名古屋入管は、３月６日午後２時過ぎになって、ウィシュマさんの脈が確認できず、血圧も測定できず、指先が冷たくなるまで、救急搬送を要請しなかった（同５３頁～５４頁）。

カ　まとめ

以上のように、名古屋入管がウィシュマさんに対して適切な医療措置を行わなかったことによって、３月６日、３３歳という若さでウィシュマさんを死亡させた。

したがって、健康を害したウィシュマさんに対して生命健康維持義務を怠り、必要な医療措置を行わなかったこととウィシュマさんの死亡結果には因果関係が認められ、被告はウィシュマさんが死亡したことに対する賠償義務を負う。

第５　損害

１　ウィシュマさん固有の損害　１億１２０８万１２００円

⑴　逸失利益　７２０８万１２００円

２０２０年の賃金センサスによると、男女計学歴計全平均の平均賃金は４８７万２９００円（（３３万０６００円×１２か月）＋９０万５７０

０円）であり（甲１７・令和２年賃金構造基本統計調査）、これをウィシュマさんの年収と算定することができる。

この年収に基づき、死亡当時３３歳であったウィシュマさんの就労可能年数は、６７歳までの３４年とみて（労働能力喪失期間３４年の場合のライプニッツ係数は２１．１３１８）、生活費控除を３０％として控除して逸失利益を算定すると、下記計算式のとおり、７２０８万１２０４円となる。

記

４８７万２９００円×（１―０．３）×２１．１３１８

＝７２０８万１２００円（１０円未満切り捨て）

以上

⑵　ウィシュマさんの死亡慰謝料　４０００万円

ウィシュマさんは、点滴をして欲しい、入院させて欲しい、助けて欲しいと断末魔の叫びを上げながら訴え続けていたが、その声はことごとく無視された。

それればかりか、３月１日、カフェオレを飲めずにいたウィシュマさんに「鼻から牛乳や」、３月５日、「ああ…」と声を出したウィシュマさんに「アロンアルファ？」、３月６日、死亡当日に「ねえ、薬きまってる？」などと述べた看守勤務者等の行為は、生きようとするウィシュマさんの尊厳を踏みにじるもの以外の何ものでもない。ウィシュマさんは、名古屋入管による違法な収容の継続及び必要な医療を提供せずに死に至らせる過程で、尊厳を踏みにじられ、死ぬまで苦しみ、無念の死を遂げた。ウィシュマさんの被った精神的苦痛はあまりにも大きく、その慰謝料は少なくとも４０００万円を下るものではない。

⑶　相続

ウィシュマさんの損害額は、合計１億１２０８万１２００円であり、被告に対する同額の損害賠償請求権が発生する。ウィシュマさんはスリランカ国籍を有するスリランカ人であるが、同請求権の相続は被相続人の本国法による（法の適用に関する通則法３６条）ところ、スリランカの相続法によれば、子が死亡した場合でその配偶者や子がおらず、また、父・母のいずれかが死亡しているときの相続人及び相続分は、生存している親が２分の１、兄弟姉妹が２分の１である（甲１８・Ｍａｔｒｉｍｏｎｉａｌ　Ｒｉｇｈｔｓ　ａｎｄ　Ｉｎｈｅｒｉｔａｎｃｅ　Ｏｒｄｉｎａｎｃｅ）。

原告らはウィシュマさんの母及び妹であるから、上記請求権を相続した（甲２の１～３）。その結果、ウィシュマさんの母である原告スリヤラタさんが上記損害額の２分の１である５６０４万６００円（１０円未満切り捨て）、ウィシュマさんの妹である原告ワヨミさん及び原告ポールニマさんが各４分の１である２８０２万３００円（１０円未満切り捨て）の損害賠償請求権を取得した。

２　原告ら遺族固有の慰謝料　各原告１０００万円

原告らは、被告による違法な行為により最愛の家族を失った。原告らの無念さは察するに余りあるもので、本件事件により多大な精神的苦痛を被っており、これを慰謝する額としては、少なくとも原告らそれぞれに１０００万円、計３０００万円が相当である（原告スリヤラタさんにつき国賠法４条の準用する民法７１１条、原告ワヨミさん及び原告ポールニマさんについては最判昭和４９年１２月１７日民集２８巻１０号２０４０頁参照）。

３　弁護士費用　各原告請求額の１割

したがって、原告らの損害額はウィシュマさんから相続した損害賠償請求額と固有の慰謝料を合わせて、次ページの表「Ｃ」欄記載のとおりとなる。

そして、原告らは、被告に対する訴訟等の手続きを弁護士に委任せざるを得なくなった。違法な公権力の行使と相当因果関係にある弁護士費用は、上記合計額の１割にあたる金額（次ページ表「Ｄ」欄）を下らない。

	A ウィシュマさんからの相続分	B 固有慰謝料	C 小計（A+B）	D 弁護士費用（Cの10％）	E 合計（Ｃ＋Ｄ）
原告スリヤラタさん	¥56,040,600	¥10,000,000	¥66,040,600	¥6,604,060	¥72,644,660
原告ワヨミさん	¥28,020,300	¥10,000,000	¥38,020,300	¥3,802,030	¥41,822,330
原告ポールニマさん	¥28,020,300	¥10,000,000	¥38,020,300	¥3,802,030	¥41,822,330

４　小括

以上から、各原告の損害額は、上記表「Ｅ　合計」欄記載のとおりである。

第６　結語

よって、原告らは被告に対し、国家賠償法１条１項に基づき、請求の趣旨記載の金員の支払いを求める。

第７　求釈明

原告らは、名古屋入管の故意・過失による違法行為について、ウィシュマさんの動静を踏まえて具体的に主張、立証を追加する予定である。そこで、被告においては、ウィシュマさんを収容していた居室の監視カメラ映像の電磁的記録媒体の全てを提出されたい。

以上

証拠方法

あわせて提出する証拠説明書記載のとおり

附属書類

１．甲号証写し	各	１	通
２．証拠説明書		２	通
３．訴状副本		１	通
４．訴訟委任状		３	通

証拠保全事件の表示

名古屋地方裁判所令和３年（モ）第３４０号

略語表

略語	正式名称
ウィシュマさん	ラトナヤケ・リヤナゲ・ウィシュマ・サンダマリ
原告スリヤラタさん	デヴァ・スリヤラタ
原告ワヨミさん	ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ
原告ポールニマさん	ラトナヤケ・リヤナゲ・ポールニマ・ラトナヤケ
スリランカ	スリランカ民主社会主義共和国
名古屋入管	名古屋出入国在留管理局
最終報告書	令和３年３月６日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書
元交際相手	最終報告書21頁以下で「Ｂ氏」と表記されている人物
入管法	出入国管理及び難民認定法
１回目の仮放免許可申請	２０２１年１月４日にウィシュマさんが行った仮放免許可申請
最終報告書別添	最終報告書別添【１月１５日から３月６日までの経過等の詳細】
START面会記録	START（外国人労働者・難民と共に歩む会）作成「スリランカ人女性との面会と手紙の記録」
２回目の仮放免許可申請	２０２１年２月２２日にウィシュマさんが行った仮放免許可申請
2018年2月28日仮放免運用方針	法務省入国管理局長指示「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）」（２０１８年（平成３０年）２月２８日付け）

当事者目録

スリランカ民主社会主義共和国

■■■

（別　紙）

代理人目録

氏名	法律事務所	住所		電話番号	FAX番号
指宿　昭一	暁法律事務所	169-0075	東京都新宿区高田馬場4-28-19 高田馬場トーシンビル4階	03-6427-5902	03-6427-5903
上林　惠理子	うるわ総合法律事務所	530-0047	大阪市北区西天満4-6-3ヴェール中之島北1002号	06-6131-3222	06-6131-3288
浦城　知子	信和法律事務所	105-0003	東京都港区西新橋1-23-9　河野ビル5階	03-3508-7761	03-3508-7764
尾家　康介	広尾パーク法律事務所	106-0047	東京都港区南麻布5-10-37 Esq広尾3階	03-5422-6713	03-5422-6714
大橋　毅	大橋毅法律事務所	170-0013	東京都豊島区東池袋1-17-3 ウェルシャン池袋1005	03-5951-6440	03-5951-6444
岡部　信政	みなみ福岡法律事務所	812-0878	福岡市博多区竹丘町2-3-9 楓通り筑紫弐番館3階H	092-589-0504	092-589-0520
加藤　桂子	増田法律事務所	105-0004	東京都港区新橋2-20-15 新橋駅前ビル1号館9階	03-3574-1422	03-3574-1479
川口　直也	川口法律事務所	460-0002	名古屋市中区丸の内2-1-30 丸の内オフィスフォーラム7階	052-229-8801	052-229-8805
児玉　晃一	マイルストーン総合法律事務所	151-0064	東京都渋谷区上原3-6-6 オークハウス202	03-5790-9886	03-3467-5585
駒井　知会	マイルストーン総合法律事務所	151-0064	東京都渋谷区上原3-6-6 オークハウス202	03-5790-9886	03-3467-5585
鈴木　雅子	いずみ橋法律事務所	160-0004	東京都新宿区四谷1-18-6 四谷プラザビル4階	03-5312-4815	03-5312-4543
空野　佳弘	空野佳弘法律事務所	530-0047	大阪市北区西天満6-7-4 大阪弁護士ビル3階	06-6361-5488	06-6361-5486
髙井　信也	髙井・村山法律事務所	164-0001	東京都中野区中野4-2-12 三明ビル5階	03-5318-3450	03-5318-3450
高橋　ひろみ	恵比寿西法律事務所	150-0021	東京都渋谷区恵比寿西2-2-10 西牧ビル502	03-5428-5167	03-5428-5168
髙橋　済	台東協同法律事務所	110-0015	東京都台東区東上野3-8-7 矢口ビル5階A室	03-6812-1300	03-6812-1355
俵　公二郎	早稲田リーガルコモンズ法律事務所	102-0074	東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館4階	03-6261-2880	03-6261-2881
中井　雅人	暁法律事務所	530-0047	大阪市北区西天満4-5-5 マーキス梅田601	06-6948-6105	06-6948-6103
原　啓一郎	ナンバ合同法律事務所	556-0016	大阪市浪速区元町1-5-7 ナンバプラザビル8階802	06-6633-5777	06-6633-1417
樋川　雅一	弁護士法人川越法律事務所	350-0062	埼玉県川越市元町2-4-11	049-225-2254	049-225-2174
本多　貞雅	本多総合法律事務所	105-0004	東京都港区新橋2-12-16 明和ビル2階	03-6273-3708	03-6273-3709
渡邉　彰悟	いずみ橋法律事務所	160-0004	東京都新宿区四谷1-18-6 四谷プラザビル4階	03-5312-4815	03-5312-4543

〒４６０-０００２

名古屋市中区丸の内２－１-３０丸の内オフィスフォーラム６０１

永井康之法律事務所

上記川口直也復代理人　弁護士　永　井　康　之

（送達場所）

〒４６０－０００２

名古屋市中区丸の内２－１－３０丸の内オフィスフォーラム７階

川口法律事務所

原告ら訴訟代理人　弁護士　川　口　直　也

ＴＥＬ　０５２－２２９－８８０１

ＦＡＸ　０５２－２２９－８８０５